

令和 7 年 10 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 10 月 28 日（火）
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東館 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和 7 年 10 月 28 日（火）
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 13 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東館 85 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）
- 議案第 64 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）
- 議案第 65 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 66 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている
旨の証明について
- 議案第 67 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認
について
- 議案第 68 号 地域計画の変更について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
- 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 4 号 現況証明について
- 報告第 5 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第 6 号 農地基本台帳の登載について
- 報告第 7 号 所有者不明農地にかかる農業委員会による
探索結果の公示について
- 報告第 8 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 報告第 9 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

報告第 10 号 農地パトロール（利用状況調査）結果について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子
20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子
23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通	

6 欠席委員 8 番 佐野恵美子

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 7 年 10 月総会を開会いたします。

水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 （簡単な 時候のあいさつ）

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 本日、議席番号 8 番 佐野恵美子委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認め、
議席番号 13 番 中山信廣委員、同 14 番 夏目静男委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、9 日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、20 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

杉山町地内始め3筆の所有権を移転する案件は、申請地の農地復元の目途が立たないことから、10月20日に取下願の提出がありました。

船渡町地内始め3筆の所有権を移転する案件は、許可要件である所有農地の全部効率利用要件を満たさなかったため、10月20日に取下願の提出がありました。

老津町地内始め2筆の所有権を移転する案件は、許可要件である所有農地の全部効率利用要件を満たさなかったため、10月27日に取下願の提出がありました。

番号1番及び5番の案件について、経営農地の一部にて雑草が繁茂している状況でしたが、現地調査により農地復元されたことを確認しております。

その他については、変更、取下げ等はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、9 日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。それではよろしくお願いいたします。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長 それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議 長 資料 1 議案第 60 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 10 番までの 10 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第60号 1ページから2ページまでをご覧ください。

番号1番から10番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第61号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第61号、3ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣接地が農地以外である案件です。

一時転用については、該当ありません。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 62 号
「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 8 番までの 8 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 62 号、4 ページから 5 ページをお願いします。
番号 1 番から 8 番までの 8 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、特段の疑義はありません。
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号 3 番・5 番・6 番・8 番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号 1 番・2 番・4 番・7 番です。
一時転用については、該当ありません。
詳細については、議案をご覧ください。
以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 63 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 30 番までの 30 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。

画課 議案第 63 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、12 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 6 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 30 件 67 筆 79,927 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 64 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。
利用権移転の番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。
画課 議案第 64 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、
説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。
別添資料 1-2、7 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 7 年 12 月 1 日付で利用権が移転する案件が 7 件 14 筆、14, 268.00 m²でございます。
ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 65 号
「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。
番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 65 号 6 ページをご覧ください。
議案第 65 号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。
この 2 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。
それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、本案はさよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料 1 議案第 66 号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 66 号 7 ページをご覧ください。
議案第 66 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 6 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 67 号

「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 67 号 8 ページをご覧ください。

議案第 67 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 4 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 68 号
「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。
それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。
画課 議案第 68 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-3 をご覧ください。
10 月 9 日の書類説明会でご説明したとおり、11 月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。
なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 531 筆、304,948.94 m²です。

地域計画からの除外に関する案件は、農地転用の申請に先立つ案件が 13 筆 5,301 m²、非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 400 筆 152,230.85 m²、

耕作者の変更に関する案件は、農業用施設の設置に関する案件が 6 筆 12,591 m²、農地法 3 条の許可に伴う案件が 48 筆 50,502.09 m²、農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 64 筆、84,324 m²です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。
議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。
事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料 1 9 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件、及び 10 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 13 ページ 28 番までの 28 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 15 ページ 12 番までの 12 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 16 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は雑種地、2 番は原野、3 番は田及び雑種地でした。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局登記官からの照会です。

番号 1 番は平成 17 年に資材置場として転用許可した土地ですが、現在駐車場とした目的外転用にあたるため照会があったものです。現地調査の結果、非農地と判断し、9 日付で事務局長名で回答しています。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件について、うち 1 番から 5 番については、8 月総会議案第 50 号「再生利用が困難な農地における非農地判断について」において「非農地」と判断され、一旦農地基本台帳より削除された農地のうち、所有者から農地である旨の申告がありました。再度現地調査により各地区担当委員にご確認いただき、

現況が農地であることを確認しましたので、本総会終了後 28 日付けで農地基本台帳に登載する予定です。

残りの 6 番については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。地区担当委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、24 日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 7 号「所有者不明農地の公示について」 ご説明いたします。

対象農地は野依町地内になります。こちらは、遊休化の恐れがある農地を農地中間管理機構に貸付する際に、所有者が不明の時又は共有地で 過半の持分を有する共有者の所在が不明の場合は、農業委員会が所有者を探索することになっております。探索によっても所有者が判明しなかった場合は、 農業委員会がその旨を公示し、最終的に県知事の裁定を受けて、農地中間管理機構が 利用権を設定することになります。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 8 号「豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について」をご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号 1 番について、大村町の担当委員である小林委員をお願いします。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 9 号「豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について」をご覧ください。

番号 1 番については、令和 7 年 7 月にあっせん委員の指名をした寺沢町の農地、番号 2 番と 3 番については、令和 7 年 9 月にあっせん委員の指名をした神野新田町と若松町の農地です。資料のとおり、所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

次に報告第 10 号「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を報告いたします。

別添資料 1-4 をご覧ください。

今年度の農地パトロールは令和 7 年 8 月 20 日から 9 月 18 日にかけて実施しました。

結果について、緑区分の遊休農地は 1,585 筆 1,198,673 m²、黄区分の遊休農地は 23 筆 24,180 m²、青区分の遊休農地は 1,679 筆 1,367,065 m²、赤区分の再生利用が困難な農地は 1,356 筆 972,664 m² であり、前年度と比較して全体で 580 筆 287,389 m²の減少となりました。

結果については、基本的には農業委員、推進委員の皆様により現地で確認いただいたものを採用しておりますが、「事務局にて再度現地調査を行ったうえで判定変更となったもの」、「赤判定の農地の内、基盤整備予定のため黄判定とするもの」については判定結果を修正しております。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

次に 連絡事項を事務局よりお願いします。

事務局

(連絡事項)

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 13 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年10月28日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号13番 中山 信廣 委員)

議事録署名者
(議席番号14番 夏目 静男 委員)